

別表六の二(十)

「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書			連 結 年 度	結 業 年 度	：	：	法人名	()		
各 連 結 法 人 に 税 額 お 基 準 額 の 計 算	個別所得金額 (個別所得金額がない場合は0)	1	各 連 結 法 人	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「55の①」)	11			円		
	調整前連結税額の個別帰属額 $(13) \times \frac{(1)}{(11)}$	2								
	取得価額の合計額 (別表六の二(十)付表「10」の合計)	3							高 度 省 エ ネ ル ギ ー 増 進 設 備 等 の 取 得 を し た 各 連 結 法 人 の 個 別 所 得 金 額 の 合 計 額 (取得適用連結法人の(1)の合計)	12
	税額控除限度 $(3) \times \frac{7}{100}$									
	調整前連結税額基 $(14) \times \frac{(1)}{(12)}$		合 計 の 計 算	高 度 省 エ ネ ル ギ ー 増 進 設 備 等 を 取 得 し た 場 合 の 法 人 税 額 の 特 別 控 除 を 適 用 し て い る 場 合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の10第2項」 ② 「区分番号」欄：「10604」 ③ 「適用額」欄：「17」欄の金額	15					
	個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100}$	6						当 期 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額 (各連結法人の(8)の合計)	15	
	法人税額基準額 (5)と(6)のうち少ない金額)	7								
	当期税額控除可能額 (4)と(7)のうち少ない金額)	8						調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(三)「7の⑤」)	16	
	調整前連結税額超過構成額 $(16) \times \frac{(8)}{(15)}$	9								
	法人税額の特別控除額 の個別帰属額 (8) - (9)	10						法人税額の特別控除額の合計額 (15) - (16)	17	

別表六の二(十) 令二・四・一以後終了連結事業年度分